

「インド企業における改正会社法の遵守状況」

カandel ビシュワ ラズ (嘉悦大学)

Kandel Bishwa Raj (Kaetsu University)

1. はじめに

1991年の自由経済政策を導入以降、インド経済のグローバル化という環境のもとで長年、インド企業のコーポレート・ガバナンス改革が取り組まれてきたにも関わらず、不祥事の発生件数は減少することはなく、これまでの改革の効果は疑問視されてきた。このような中で、2009年に発生したサティヤム・コンピューターの粉飾決算により、インドでは、大規模な改革に向けた取り組みが開始し、これによってインドのコーポレート・ガバナンスについて更なる議論や会社法の改定が行われた。

2. インド企業におけるガバナンス改正

インドは、イギリス植民地時代から、家族あるいは同族による出資・支配の下に企業が発展し、多分野に事業展開し、複数の企業を傘下に収めるなど、閉鎖的に企業の所有・支配を行ってきた。インド国民経済に大きな影響力を持つインド企業の歴史と特徴として、家族・同族経営、コミュニティ経営などを挙げることができる。また有力な企業は、インド特有の伝統的家族観、家族法、特に男子成員による財産相続法の影響によりほとんどが分裂し規模が縮小している。

このような状況にも関わらず、TATAグループやリライアンスグループが現在も飛躍的な成長を続けインド経済を主導している、有力なインド企業である。インド企業は事業規模の拡大や多角化をする際、多くの専門経営者を導入し、近代的な経営方針へ移行しつつあるように見える。つまり、経営体制については、所有と経営の分離をせず、所有する一族や企業内部昇進者と専門経営者との合理的結合を図りながら財閥経営をするに至っているのである。

1991年の自由経済政策の導入以降、外資の増加や外部株主の権利行使による企業経営への関与を抑えるため、創業者一族が企業の重要な傘下企業の持株比率を引き上げている。これによりインド証券市場における企業内容の開示が十分に行われず、透明性を確保することが困難になりつつある。また、企業経営の独裁色がさらに濃くなる可能性がある。このような中で、2009年に発生したサティヤム・コンピューターの粉飾決算により、インドでは、大規模なコーポレート・ガバナンス改革が展開されてきた。

最も重要とされるのが、2001年の上場契約への第49条の追加である。しかし、新聞記事によると、約60%の企業が未だ49条を導入していない。コーポレート・ガバナンスに関する、議論や法的整備を実行しようとしているが、未だに第49条が守られていないのが実情である。

表1 上場企業の不祥事の数

Particulars	不祥事の数							
	07-08	08-09	09-10	10-11	11-12	12-13	13-14	14-15
相場操縦と株価上昇	115	86	46	51	37	41	67	41
株式発行際の操作	3	3	7	2	4	52	6	3
インサイダー取引	28	14	10	15	21	14	13	10
買占め (Takeovers)	2	4	5	4	2	2	6	3
その他	21	9	6	10	10	10	16	13
合計	169	116	74	82	74	119	108	70

出典：SEBI [2009-2015] , “Annual reports 2014-15, 2013-14, 2012-13, 2011-12, 2010-11, 2009-10, 2009-08 ” *Securities and Exchange Board of India*, (<http://www.sebi.gov.in/sebiweb/home/list/4/24/0/0/Annual-Reports>)をもとに筆者作成 (2016年08月15日アクセス)。

これによってインドのコーポレート・ガバナンスについて更なる議論や会社法の改定が必要となった。この議論される過程において、インド企業経営者の問題点として浮上したのは、①透明性や説明責任の欠如②情報公開の欠如③創業者の企業経営に対する強い影響力が挙げられる。そのために、2013年新しい会社法を改正し、内部統制の義務化、取締役報告書の義務化、独立取締役の構成、インサイダー取引の厳格化など多くの法を改正し、より厳しい会社法を策定されている。特に注目すべき改革として挙げられるのは、1名以上の女性取締役を選任することや、過去3年間の会計期間における純利益の平均2%がCSR活動に関して支出しなければならないことである。

参考文献

菊池敏夫・平田光弘 [2000] 『企業統治の国際比較』 文眞堂。

佐久間信夫編 [2014] 『アジアのコーポレート・ガバナンス改革』 白桃書房。

末永敏和 [2000] 『コーポレート・ガバナンスと会社法』 中央経済社。

三上敦史 [1993] 『インド財閥経営史研究』 同文館。

ビシュワ・ラズ・カンデル [2009] 「タタ財閥の企業集団管理」『日本経営教育学会、第12巻第2号』。

Aoi, M., Asaba, S., Kubota, K., & Takehara [2012] , H. Family businesses and corporate social performance: An empirical study of public firms in Japan. Paper presented at International Family Enterprise Research Academy 2012 Annual Conference and Asia Academy of Management 012 Conference (<http://c-faculty.chuo-u.ac.jp/~kekubota/>).

Balasubramanian, N [2010] , *Corporate Governance and Stewardship*, Tata McGraw-Hill.

Berger, P. G., E. Ofek, D. L. Yermack [1997] , “Managerial entrenchment and capital structure decisions” *Journal of finance* vol. 52, issue 4, pp. 1411-1438.

Berle, Adolf A and Gardiner C Means [1968] , “*The Modern Corporation and Private Property* ”, The Macmillan Company, revised edition by Harcourt, Brace and Ward.

Kelkar, Vijay, Rajiv Kumar & Rita Nangia [1990] , “*India’s Industrial Economy: Policies, Performance & Reforms*”, mimeo, Bureau of Industrial Costs & Prices, Government of India.

MINISTRY OF LAW AND JUSTICE [2013] , “*THE COMPANIES ACT, 2013*”, Accessed 2016.08.10.